

財団法人 飯田勤労者共済会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人飯田勤労者共済会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を飯田市東栄町3108番地に置く。

2 本会は従たる事務所を次の各号に掲げる地に置く。

- ① 下伊那郡松川町元大島3823番地
- ② 下伊那郡高森町下市田2183番地1
- ③ 下伊那郡阿南町東条58番地1
- ④ 下伊那郡阿智村駒場483番地
- ⑤ 下伊那郡平谷村354番地
- ⑥ 下伊那郡根羽村1762番地
- ⑦ 下伊那郡下条村睦沢8801番地1
- ⑧ 下伊那郡売木村968番地1
- ⑨ 下伊那郡天龍村平岡878番地
- ⑩ 下伊那郡泰阜村3236番地1
- ⑪ 下伊那郡喬木村6664番地
- ⑫ 下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
- ⑬ 下伊那郡大鹿村大字大河原354番地

(目的)

第3条 本会は、飯田市及び下伊那郡内の中小企業に勤務する者（以下「中小企業勤労者」という。）及び郡市民に対して総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- ② 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- ③ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
- ④ 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- ⑤ 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- ⑥ 勤労者福祉施設の管理運営受託事業
- ⑦ 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

第2章 役員、評議員、顧問及び事務局

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

理事 18人以上23人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とし、1人を常務理事とする。

(役員職務)

第6条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会を統轄し、本会を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員選任)

第7条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることは出来ない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。この場合においては、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

第10条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会)

第11条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、25人以上30人以内とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項について理事長の諮問に応じ、審議し、助言する。
- 4 評議員任期は、2年とする。
- 5 評議員は、役員と兼ねることができない。

(顧問)

第12条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び評議員会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(会議招集)

第15条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 3 会議は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(開会の定足数)

第16条 会議は、その会議を構成する理事又は評議員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(会議議長)

第17条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から理事長がこれを指名する。

(議決)

第18条 会議の議事は、その会議を構成する理事又は評議員で、その会議に出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(欠席者の表決)

第19条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の理事に委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

2 前項の規定は、評議員会に準用する。

(書面による表決)

第20条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会又は評議員会に代えることができる。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、諸規程の制定及び改廃その他の重要な事項を議決する。

(評議員会の審議事項)

第22条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- ① 事業計画
- ② 収支予算
- ③ 前号までに掲げるもののほか、理事長の付議した事項

(議事録)

第23条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開会の日時及び場所
 - ② 理事の総数、出席者数及び出席者氏名
 - ③ 審議事項及び議決事項
 - ④ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された2人以上の理事が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定は、評議員会の議事について準用する。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- ① 設立当初の財産目録記載の財産
- ② 寄附金品
- ③ 資産から生ずる果実
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(資産の種類)

第25条 本会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- ① 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- ② 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- ③ 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第29条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び収支決算は、年度終了後2月以内に、正味財産増減計算書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第31条 本会が資金を借り入れようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第32条 本会は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たときは解散する。

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散の場合の残余財産は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、本会と類似の目的をもつ団体又は飯田市に寄附するものとする。

第6章 補則

(設立当初の役員)

第37条 本会の設立当初の理事及び監事は、別紙役員名簿に掲げる者とし、その任期は、平成6年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

第38条 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

第39条 本会の設立当初の会計年度は、設立の日から平成5年3月31日までとする。

(施行細則)

第40条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長が定める。